

防火管理者(所有者・管理者・占有者)のための
消防用設備等点検立会いチェックリスト

適正点検 チェックポイント

防火対象物関係者の皆様へ



一般財団法人



福岡県消防設備安全協会

電話 092-722-1265 FAX 092-722-1268

ホームページ <http://fsak.jp/>

消防用設備等の点検事業者を

選ぶのはあなたです

信頼できる点検事業者を選定し、
適正な点検をさせましょう。

粗雑な点検を **させない**



点検は、**法令で定められた点検基準と点検要領**に従って行わなければなりません。点検時には、**防火管理者等が必ず立ち会って**、適正な点検が行われているか確認するよう指導されています。

(平成11年6月14日 消防予第145号)

■ 消防用設備等の点検を行う責任は誰にありますか？

消防点検・報告義務のある人は、防火対象物の関係者（建物所有者・管理者・占有者）です。
粗雑な点検を行う事業者と契約し、不適正な点検が行われた場合、罰せられるのは「防火対象物の関係者」です。

■ 防火対象物の関係者に対する罰則

「消防用設備等点検報告義務（消防法第17条の3の3）」の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者には30万円以下の罰金又は拘留（消防法第44条第7号の3）の罰則適用があるほか、その法人にたいしても罰金刑（消防法第45条第3号＝両罰規定）が科せられます。

目 次

- 1 共通のチェック項目
- 2 消火器
- 3 屋内消火栓設備
- 4 スプリンクラー設備
- 5 自動火災報知設備
- 6 非常警報設備（ベル・放送設備）
- 7 避難器具
- 8 誘導灯
- 9 移動式粉末消火設備
- 10 ガス系消火設備
- 11 泡消火設備
- 12 配 線

※ このチェックリストは、一般財団法人 福岡県消防設備安全協会のホームページから「ダウンロード」できますので、皆様の建物の設備に合わせてご自由に編集してご活用ください。

点検立会いのチェックリスト

対象物名	
点検日時	年 月 日
立会い者	

点検実施人員及び所要時間

1	点検者 () 人 ・ 予定時間 : ~ :
---	------------------------

(注：この表は皆様の設備に合わせてご自由に編集してご活用ください。)

1 共通のチェック項目

番号	良否	チェック項目
1		点検に必要な器具や資格者免状を携帯している。
2		点検報告書又は図面等の書類を携帯している。

2 消火器

番号	良否	チェック項目
1		外観点検をしながら、ていねいに、ほこり等を拭き上げている。
2		内部の機能点検や消火薬剤放射試験を実施している。

3 屋内消火栓設備

番号	良否	チェック項目
1		消火ポンプを運転している。
2		各消火栓箱内部のホース・ノズルの確認をしている。
3		年1回は、放水圧力を測定している。

4 スプリンクラー設備

番号	良否	チェック項目
1		消火ポンプを運転している。
2		年1回は、末端試験弁（テスト弁）等による放水試験をしている。
3		警報盤等への警報表示の確認をしている。

5 自動火災報知設備

番号	良否	チェック項目
1		感知器及び発信機の作動試験を全数実施し、受信機で表示の確認をしている。
2		地区音響装置（ベル）の鳴動試験を全数実施している。

6 非常警報設備（ベル・放送設備）

番号	良否	チェック項目
1		地区音響装置（ベル・スピーカー）の鳴動試験を全数実施している。

7 避難器具

番号	良否	チェック項目
1		トルクレンチを用いて取付アンカーのトルク測定を実施している。
2		器具を収納箱から取り出して確認をしている。
3		総合点検時、降下テストを実施している。

8 誘導灯

番号	良否	チェック項目
1		予備電池による点灯試験を実施している。
2		視認障害の有無の確認をしている。

9 移動式粉末消火設備

番号	良否	チェック項目
1		外観点検をしながら、ていねいに、格納箱や内部を拭き上げている。
2		加圧用ボンベのガス量を測定している。
3		内部のコック類や開閉ノズルの作動確認をしている。

10 ガス系消火設備

番号	良否	チェック項目
1		ボンベのガス量を測定している。
2		全区画で起動確認をしている。
3		総合点検時、代替ガスにて放出を実施している。

11 泡消火設備

番号	良否	チェック項目
1		消火ポンプを運転している。
2		手動起動装置の状態を確認している。
3		総合点検時、泡放出を実施している。

12 配線

番号	良否	チェック項目
1		年1回は、絶縁抵抗測定を実施している。



— メ モ —

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.



■ 点検の期間 消防庁告示（平成16年消防庁告示9号）

点検の期間は、次の表の上欄に掲げる消防用設備等の種類等並びに同表中欄に掲げる点検の内容及び方法に応じ、同表下欄に掲げるとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、消防法第17条第3項に規定する設備等設備維持計画に定める期間によるものとする。

消防用設備等の種類等	点検の内容及び方法	点検の期間
消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備	機器点検	6ヶ月
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く。）、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備並びに複合型居住施設用自動火災報知設備	機器点検	6ヶ月
	総合点検	1年
配線	総合点検	1年

■ 点検の内容及び点検の方法 消防庁告示（平成16年消防庁告示9号）

1 機器点検

次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。

- (1) 消防用設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限る。）又は動力消防ポンプの正常な作動
- (2) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- (3) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

2 総合点検

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に
 応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。

点検報告義務のある防火対象物・報告の期間

防火対象物の 項別区分	防火対象物の用途 (消防法施行令別表第1)	点検結果報告 の期間	
(1)項	イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場	1年に1回	
	ロ 公会堂、集会場		
(2)項	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブなど		
	ロ 遊技場、ダンスホール		
	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗((1)項イ、(2)項二、(4)項、(5)項イ又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)など		
(3)項	イ 待合、料理店など		
	ロ 飲食店		
(4)項	百貨店、マーケット、物品販売店舗、展示場		
(5)項	イ 旅館、ホテル、宿泊所など		3年に1回
	ロ 寄宿舎、下宿、共同住宅		
(6)項	イ 病院、診療所、助産所		1年に1回
	ロ 特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、自力避難困難者が入所している小規模福祉施設など		
	ハ 老人福祉施設、有料老人ホーム((6)項ロに該当するものを除く。)、障害福祉サービス事業を行う施設など		
	ニ 幼稚園、特別支援学校		
(7)項	学校		3年に1回
(8)項	図書館、博物館、美術館など		
(9)項	イ 蒸気浴場、熱気浴場など		1年に1回
	ロ 公衆浴場(蒸気浴場、熱気浴場などを除く。)		
(10)項	車両の停車場、船舶又は航空機の発着場	3年に1回	
(11)項	神社、寺院、教会等		
(12)項	イ 工場、作業場		
	ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ		
(13)項	イ 自動車車庫、駐車場		
	ロ 航空機の格納庫		
(14)項	倉庫		
(15)項	事務所等((1)項から(14)項までに該当しない事業場)		
(16)項	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの		1年に1回
	ロ (16)項イに該当しない複合用途防火対象物		3年に1回
(16の2)項	地下街	1年に1回	
(16の3)項	建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)		
(17)項	重要文化財等	3年に1回	
(18)項	延長50メートル以上のアーケード		

は特定防火対象物

「適正点検チェックポイント」

平成25年4月発行



一般財団法人
福岡県消防設備安全協会

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3-1-10

TEL (092)722-1265

FAX (092)722-1268

消防用設備等の点検は
点検基準に従って、
確実にいきます。

全部
おまかせで
OK
ですから…

格安で
やりますよ！

粗雑な点検にご注意！

**建物の防火安全を守るのは
あなたの責任です！！**